

新インセンティブ契約制度試行のお知らせ

装備施設本部では、平成20年10月1日から新インセンティブ契約制度（注1）の試行を開始することになりました。新しい制度においては、以前の制度について、提案対象範囲の拡大、提案者の利益率の優遇など大幅な変更を加え、企業の皆様からのより一層の提案の促進を図るものです。

これに伴い、従来、契約相手方の希望により適用して参りました「技術提案に関する特約条項」を廃止し、新たに「原価改善提案に関する特約条項」（注2）を適用することになります。

なお、主な変更点は次のとおりです。（詳細は概要説明資料をご参照下さい。）

（主な変更点）

項目	技術提案に関する特約条項	原価改善提案に関する特約条項
提案要件	受注企業独自の技術等に関する提案	受注企業が計画的に行う原価改善活動のすべてに拡大
契約の種類	契約の種類により一部制限有り	契約の種類による制限を撤廃
利益額	原価低減に比例して利益額も減少	原価低減に対するインセンティブとして利益率を優遇
提案料（インセンティブ料）の計上割合	期間内（5年間）毎年50%に固定	期間内（5年間）での傾斜配分を容認
審査・運用	技術に関する専門的審査手続きが煩雑 審査基準等のマニュアル無し	重層的な審査手続きを簡素化 審査基準等のマニュアルを逐次整備

（注）1 インセンティブ契約制度とは、受注する民間企業の努力によりコストの低減が図れた場合、低減額の一部を民間企業側に付与することにより、コスト低減への動機付け（インセンティブ）を高め、調達価格の低減を実現する制度をいう。

2 原価改善提案に関する特約条項は、装備施設本部ホームページの「装備品の調達制度等に関する情報」をご覧ください。

【問い合わせ先】

装備施設本部原価管理課

Eメール：incentive@epco.mod.go.jp